

## 第1章 国際刑事法の発展の歴史

福井 康人

### 1 国際刑事法とは

今日オランダのハーグに設立されている、いわば国家を超越した国際刑事裁判所 (International Criminal Court, ICC) のような、国際的に設立された特別な刑事裁判所が重大な国際犯罪を裁くこととなったが、その際に適用されるこうした刑事に関する国際法が国際刑事法と称されている。この国際刑事法も国際公法の一分野であるものの、国際的な刑事法であるがゆえに、各国の刑法体系や刑事管轄権とも繋がりあう特殊な法分野であると言える。また、他の法体系と同様に、国際刑事法は国際犯罪の対象となる行為を禁止すると

もに、罪刑法定主義に基づき処罰の対象を定める法体系である実体法と、国際刑事裁判所での訴訟手続である手続法からなる。こうした国際刑事法の多くは、ニールンベルク国際軍事裁判所の設置根拠であるロンドン条例等を端緒として制定された、戦後の国際刑事法分野の条約、慣習法、判例法、安保理決議が主要な法源となっている。その一方で罪刑法定主義、遡及効の禁止といったローマ法の法諺に由来する伝統的な法原則も含まれており、今日の国際刑事法は中世に遡ることが出来る規則を含むのみならず、第二次世界大戦後に発達した現代法に至るまで、時系列的には幅広い法体系を形成していることが出来る。

別の観点から国際刑事法を見ると、今日でも世界中で広く法学基本書として読まれている文献の一つである法学者ハート(Hart)による『法の概念(The Concept of Law)』では、法を第一次規則と第二次規則に分類することが提唱されており、このような分類に当てはめてみる。即ち、人に対して何事かをするよう、あるいはしないように要求する規則を第一次規則とする一方で、新たに第一次規則を導入して廃止・変更し、あるいは多様な仕方での適用範囲を確定し、その作用の統制が出来るようにする規則を第二次規則として各種法体系の分類を試みるものである。この分類方法は国内法のみならず、国際法においても

有益な手法であり、実際に国際法委員会の報告書を見てもこの第一次規則および第二次規則の分類が使用された議論が随所に見られる。

この第一次規則と第二次規則による分類を基にして、この市民講座のシリーズのテーマである戦争の非人道性を巡って適用されうる国際法の分野にはどのようなものが該当するであろうか。先ず、武力紛争に際しての遵守すべき規則である第一次規則としては、国際人道法、国際人権法、軍縮国際法、国際環境法等があげられる。他方で、適用される国際法の違反に対する刑事責任を訴追・裁判し、更には原状回復、損害賠償等の事態の是正のための規則群である第二次規則としては、国際刑事法、国家責任法があげられる。このように見ると、国際刑事法は武力紛争の結果として生じた事態を是正し、正義を確保するための重要な手段である第二次規則を構成する一部であると位置づけることが可能であると捉えられる。

## 2 国際刑事裁判所制度の発展

次に、このような国際刑事法が実際に適用される国際刑事裁判所制度はどのように発展して来たのであろうか。例えば、国際刑事法学者カッセーゼ (Cassese) は、①第一次世界

大戦後の戦間期、②ニュルンベルク国際軍事裁判所および極東国際軍事裁判（東京裁判）、③旧ユーゴ国際刑事裁判所（ICTY）およびルワンダ国際刑事裁判所（ICTR）、④混合型国際刑事裁判所、更には⑤国際刑事裁判所（ICC）の五段階に分けて、国際刑事裁判所制度の発展の歴史を捉えている。

### 第一次世界大戦後の戦間期

まず、国際刑事裁判制度について見ると、第一次世界大戦後の戦間期には最初に国際刑事裁判制度の構築が試みられ、近代の国際刑事裁判所の黎明期ともとらえうる。例えば、当時のベルサイユ講和会議において、「人道の法」に対する罪についても管轄権を有する国際裁判官による、戦争責任者処罰委員会の設置構想が提唱された。しかしながら米國代表の強い反対などもあり、実際には人道に対する罪はベルサイユ講和条約に盛り込まれることはなかった。もともと一九一九年には、一九一五年から一六年にかけてオスマン・トルコ帝国においてアルメニア人を追放・集団殺害した犯人を裁くための特別軍事法廷 (Extraordinary Courts Martial) が設立され、オスマン・トルコ帝国の刑事法に基づき裁判が行われたものの、当時はこのように戦争犯罪の訴追を国内裁判制度に委ねるのが限界であったといえる。

また、第一次世界大戦終了後に署名されたベルサイユ講和条約第二二七条は、ドイツ皇帝の戦争責任の追及や、五名の国際裁判官（米、英、仏、イタリア、日本）からなる特別裁判所設置の設置についても規定しており、これが事実上の国際刑事裁判の先鞭となるものであった。もつとも、このベルサイユ講和条約に基づく裁判は戦勝国が裁く裁判であるとの色彩が強く、刑事手続のみならず裁判所の公平・公明性についての疑義を晴らしうるものではなかった。また、ドイツのウイルヘルム皇帝が亡命していたオランダは同国憲法の規定に基づきドイツ皇帝の引渡を拒否するなど、実効性を欠くものであった。このように、特別裁判所は国家元首を裁くことはできなかったが、ドイツ人の戦争犯罪処罰については、ベルサイユ講和条約はドイツ国内裁判所での審理も想定していた。その結果、連合国は四五名を訴追対象に選定し、ライプチヒの帝国最高裁判所 (Reichsgericht) において裁判が行われた。特筆すべきは、これらの判決の中には法的水準が高く、その後にも影響を与える判例になったものもあることである。

更に、国際刑事裁判所設置のための提案が、第一次大戦後に設立された国際連盟においてなされたものの、連盟総会はこの提案を時期尚早として否決した。また、列国議会同盟 (I P U) や国際法協会により国際刑事裁判所規程 (案) が提案されたが、いずれも実現しな

かった。このように、当時の戦争犯罪を国際裁判で裁く試みは功を奏さず、戦争に関与した国の国内法である刑事法に基づき国内裁判所における審理で裁くことが限界であり、特に国家元首といった政府高官による犯罪を裁くことは事実上極めて困難であったと言える。

### ニルンベルク国際軍事裁判所および極東国際軍事裁判所

その後、国際社会は再び戦禍を防止することが出来ず、第二次世界大戦が勃発したが、その終結後にナチス・ドイツおよび大日本帝国の戦犯を裁くためのニルンベルク国際軍事裁判所および極東国際軍事裁判所の設置が検討された。まず、ニルンベルク国際軍事裁判所については欧州におけるナチスによる集団殺害の恐怖等も引き金となって、ロンドン条例により裁判所が設置され、平和に対する罪、戦争犯罪、人道に対する罪について軍事裁判が行われた。そのロンドン条例の作成される過程では、いわゆる「法の適正手続 (due process of law)」を経ずして戦争犯罪者を裁きうるのかといった民主主義の根幹に係わる問題提起もなされたものの、ナチス・ドイツが組織的に行った大量虐殺等の重大犯罪を可視化して、将来の世代への教訓とすることを目的とするものである、との暗黙の了解があった。特に「集団的にかつ組織的に」行われた国際犯罪を特定国の国内司法手続により裁く

のは困難であることから、英国、フランス、米国およびソ連の戦勝四か国はニュルンベルク国際軍事裁判所の設立に合意し、ロンドン協定が署名された。その結果、ニュルンベルク国際軍事裁判所は、平和に対する罪、戦争犯罪および人道に対する罪に係る個人を訴追し裁判を実施したが、同時並行的に戦勝四か国は、各占領地域内において連合国管理理事会指令に基づき設置された裁判所により、軽微な戦争犯罪者の訴追・裁判を行った。

他方、アジアでの戦争犯罪者の訴追については、ニュルンベルク国際軍事裁判所の設立根拠であるロンドン条例を模して起草された、極東国際軍事裁判所条例に基づき設置された極東国際軍事裁判所により、国際刑事裁判（いわゆる「東京裁判」）が行われた。両裁判の根拠規定は類似点が多いものの、極東国際軍事裁判所条例は連合国最高司令官であるマッカーサー将軍の指導のもとで作成された経緯もあり、裁判も検察側も米国人中心で組織され、訴因および被告の選定も含めて米国主導で審理が進行するなど、連合国四か国の合意の下で組織されたニュルンベルク国際軍事裁判所との相違点もある。なお、極東国際軍事裁判所ではインド、フィリピンなど新興国からも裁判官が選出されている点は、当時としては注目すべきことである。

極東国際軍事裁判所は、真珠湾攻撃への報復や日本での原爆使用に係る米国民の贖罪を

抑えるためのものだ、などの批判に加えて、弁護団のみならずインド出身のパール判事反対意見に見られるように、この裁判の法的根拠への批判等も含めて、戦後七〇年を経ても「勝者の裁き」だといった意見も多い。このように今日においても様々な批判がなされるものの、第二次世界大戦後に設立された二つの国際軍事裁判所は戦争犯罪等に直接関与した兵員のみならず、軍事指導者および文民指導者の政府高官の責任も追及した事例である。関連する山下事件の判例が示す「上官の責任」の法理にみられるように、その後の国際刑事法の発展の基礎となる判例を提供している。特に、これらの裁判において認められた国際法の諸原則については、一九五〇年国際法委員会により「ニユルンベルク諸原則の定式化」が行われるなど、その後の国際刑事法の発展に大きく貢献しているものと評価されている。

### 旧ユーゴ国際刑事裁判所（ICTY）とルワンダ国際刑事裁判所（ICTR）

第二次世界大戦後は東西対立の中で国際の平和と安定が模索されてきたが、ソ連の崩壊に伴い冷戦が終結したものの、九〇年代に入り旧ユーゴおよびルワンダで民族対立等を原因とする大規模な集団殺害事件が発生するなど、新たな紛争解決に迫られる状況が発生した。このために設立されたのが、旧ユーゴ国際刑事裁判所（ICTY）とルワンダ国際刑事



裁判所（ICTR）である。いずれも法的拘束力を有する国連安保理決議により設立され、特に国際人道法の重大な違反の事案を訴追し処罰する権限を有する機関として機能して来た。

まず、旧ユーゴ国際刑事裁判所（ICTY）については、安保理決議第八二七号（一九九三年五月二五日）により設立された。同決議の附属文書として採択されたICTY規程はその管轄権について、一九九一年以降に旧ユーゴスラビアの領域内で行われた、国際人道法に対する重大な違反について責任を有する者を訴追する権限を有する（規程第一条）。また対象犯罪については、一九九三年のジュネーブ諸条約に対する重大な違反行為（同第二条）、戦争の法規または慣例に対する違反（同第三条）、集団殺害（同第四条）、人道に対する罪（同第五条）としている。更に、自国内で被告の有利なよう恣意的な裁判が行われなため、国内裁判所に対する優越や、逆に被告の権利を守るための一事不再理の原則等についてもパランスを取る形で規定されている。

他方、ルワンダ国際刑事裁判所（ICTR）は安保理決議第九九五号（一九九四年一月八日）により設立された。その対象犯罪は一九九四年一月一日から十二月三十一日までの期間、ルワンダで行われた集団殺害、人道に対する罪、ジュネーブ諸条約共通第三条（内乱の場合）

および第二追加議定書の違反行為（但し、ルワンダ近隣国におけるルワンダ国民による国際人道法の重大な違反を含む）としている。ICTYおよびICTRのいずれの国際刑事裁判所も、時間的管轄と事項的管轄の制約を有する管轄権が設定され、国連憲章第七章に依拠し、安保理の補助機関として設置されているが、普遍的管轄権は設定されていない。

これらの国際刑事裁判所はいずれ最終的に裁判所業務が完了することが見込まれていた。このため、二〇〇九年より安保理の下に設置されている旧ユーゴ・ルワンダ国際法廷（ICTY・ICTR）に関する非公式作業部会において、両裁判所の完了後に残すべき機能（残余メカニズム）について、残すべき機能の範囲、メカニズムの開始時期、構造等を中心に議論が行われた。その結果、二〇一〇年十二月に安保理は、ICTY・ICTRの業務を二〇一四年末までに完了するよう要請し、ICTY・ICTRのための国際残余メカニズムの設置を決定する決議第一九六六号を採択した。なお、ICTRは二〇一五年末に全ての刑事事件の審理を終了し、ICTYも二〇一七年末に業務を終了したが、これらの国際刑事裁判所は二〇一六年一月に設置された国連国際刑事裁判所メカニズム・アルシャ支部により新たな活動を開始した。

## 混合型国際刑事裁判所

上記の旧ユーゴおよびルワンダの場合は安保理決議による国際刑事裁判所の設置が適切とされたが、シエラレオーネ、カンボジア、東ティモールの場合は現地の事情も考慮した上で、国際裁判所と国内裁判制度からなる混合型の国際刑事裁判所が適切であるとされた。例えば、シエラレオーネ特別裁判所（SCSL）は国連とシエラレオーネとの協定に基づき設置され、裁判官および職員は国際採用およびシエラレオーネ出身者の双方から選出するものとされている。また、その管轄権については、人道に対する犯罪、ジュネーブ諸条約第三条および第二追加議定書の規定に対する違反、更にはシエラレオーネ国内法に違反する行為とされている。また、カンボジア特別法廷（ECCC）については、国連との協定およびカンボジア国内法に基づき、ポル・ポト政権時代（一九七五―一九七九年）の期間の戦争犯罪を訴追することを目的として設置されている。更に、東ティモール重大犯罪部（SCU）はUNTAET規則2000/1に基づきディリ地方裁判所の一部として設置された。この裁判所は一九九九年一月から一九九九年十月二五日の期間に行われた、集団殺害、戦争犯罪、人道に対する罪、殺人、性犯罪を対象としている。こうした混合型裁判所は騒乱等緊急事態、司法機能の麻痺状態への対応、国際刑事司法制度のみでは対応が不可能等の理由から設置

された。

### 国際刑事裁判所（ICC）

最後に、今日最も一般的な国際刑事裁判のための組織は国際刑事裁判所（ICC）であり、ICC規程の採択・改正を経て、今日最も包括的かつ普遍的な国際刑事法の法源となっている。このICC規程は国際法委員会により規程案の起草が行われ、一九九三年に報告書（一九九四年に部分修正）がまとめられ、一九九六年に国際刑事裁判所規程交渉会議の準備委員会が開催された。その後一九九八年六月一五日から七月一七日までローマにおいて外交交渉会議が開催され、カナダ・オーストラリアを中心とする同土国、英国を除くP5および非同盟諸国の三つのグループを中心に条約交渉が行われ、表決により賛成一二〇、反対七（米国、リビア、イスラエル、イラク、中国、シリア、スーダン）および棄権二〇カ国で採択され、署名開放された。更に二〇一〇年、アンゴラのカンパラでICC規程運用検討会議が開催された結果、戦争犯罪に生物・化学兵器を含めた構成要件の追加や、一九九八年外交交渉会議で合意出来なかった侵略犯罪についても、新たに規定された改定案が採択されて今日に至っている。

このICC規程は、後述するように裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪として、集団殺害犯罪、人道に対する犯罪、戦争犯罪、侵略犯罪をあげており、それ以外にも例えば指揮官その他の上官の責任や主観的な要素、刑事責任の阻却事由といった刑法の一般原則についても網羅的に規定している。また、このようなICCにおいて適用される実体法規程のみならず、裁判所の構成および運営、捜査および訴追、公判、刑罰、国際協力および司法上の援助、刑の執行といったICCの手続法、更には締約国会議および財政といったICCの意思決定機関に係る規定がおかれている。ICCについては、係属している案件の多くがアフリカ諸国に関するものであることから、それを不満に思う南アフリカ等がICC規程からの脱退の意向を表明したりするなど、その正当性に疑義を呈するような事態も発生しているが、ICC規程は今日最も包括的な国際刑事法を体现する法源となっている。

### 3 国際刑事法の主要な国際犯罪

ICC規程等の国際刑事法が取り扱う主要な国際犯罪として、①戦争犯罪、②人道に対する犯罪、③集団殺害罪、④拷問、⑤侵略犯罪、⑥テロリズムがあげられる。

## 戦争犯罪

先ず戦争犯罪について見ると、ICTY規程に見られるように、一般に戦争犯罪とは国際人道法に該当する条約または慣習法の重大な違反のことを指すものと理解されている。更にICTY判例（タジツチ事件上告審）は「違反を犯した要員の帰属する国家の責任を含む国家間の違反に加えて、国際法の重大な違反を構成する行為は犯罪化される必要がある」として、戦争犯罪は処罰されるべきものであることを確認している。この戦争犯罪の定義はICC規程では更に要件が精緻化され、特に計画若しくは政策の一部として、または大規模に行われたそのような犯罪の一部として、行われる必要があるとされている。その上で、①一九四九年八月一二日のジュネーブ諸条約に対する重大な違反行為、すなわち、関連するジュネーブ条約に基づいて保護される人または財産に対して行われる次のいずれかの行為（例：殺人、絶滅、奴隷化、拷問等）、②確立された国際法の枠組みにおける国際的な武力紛争の際に適用される法規および慣例その他の著しい違反（同様の例示）、③国際的性質を有しない武力紛争の場合には、一九四九年八月一二日のジュネーブ諸条約のそれぞれの第三条に共通して規定する著しい違反、すなわち、敵対行為に直接に参加しない者（武器を放棄した軍隊の構成員および病氣、負傷、抑留その他の事由により戦闘能力のない者を含む）に対する次

のいずれかの行為（以下同様の例示）として、ICC規程の適用に際して疑義が生じないように工夫がなされている。

### 人道に対する犯罪

人道に対する犯罪について、ICC規程第七条は、文民たる住民に対する攻撃であつて広範または組織的なものの一部として、そのような攻撃であると認識しつつ行う次のいずれかの行為をいうとして、具体的な行為を殺人、絶滅させる行為、奴隷化、住民の追放または強制移送等を例示している。また、人道に対する犯罪の特徴的要素としては、戦争犯罪とも密接な関係があることを考慮し、広範若しくは大規模 (large-scale or mass) に行われた場合には人道に対する犯罪に相当するものの、個々の事案は国際人権法または国際人道法に対する違反となり、戦争犯罪を構成することになる。即ち、人道に対する犯罪は戦争犯罪と密接な関連があるものの、戦争犯罪よりも更に要件が厳格で、客観的要素として、意図、行為が大規模であることの認識等の証明が必要とされる。

このような人道に対する犯罪の厳格な適用を可能にするため、戦争犯罪の規定が各構成要件を細かく定めているのとは対照的に、一一の行為を例示して、その適用のために具体

的に要素を定義する手法を取っている。即ち、文民たる住民に対する攻撃、絶滅させる行為、奴隷化、住民の追放または強制移動、拷問、強いられた妊娠状態の継続、迫害、アパートヘイト犯罪、人の強制失踪および性などについての具体的な定義が示され、人道に対する犯罪はこれらの定義を踏まえて、具体的な行為が犯罪に該当するかどうかを個別に判断する必要がある。このため、例えば絶滅させる行為については、住民の一部の破壊を意図した生活条件を故意に課すること（特に食糧および薬剤の入手の機会のはく奪）を含むとされた。特に中世の戦争では戦闘方法として頻繁に行われた兵糧攻めや、故意に農耕地を破壊して住民を飢餓状態に置くことは、人道に反する行為と見做されるが、その意図や、故意に行為が大規模に行われることの証明が必要である。

### 集団殺害犯罪（ジェノサイド）

集団殺害犯罪についてICC規程第六条は、国民的、民族的、人種的または宗教的な集団の全部または一部に対し、その集団自体を破壊する意図をもって行う次のいずれかの行為をいう、として構成要件を限定例示する。即ち、(a) 当該集団の構成員を殺害すること、(b) 当該集団の構成員の身体または精神に重大な害を与えること、(c) 当該集団の



全部または一部に対し、身体的破壊をもたらしことを意図した生活条件を故意に課すること、(d) 当該集団内部の出生を妨げることを用意する措置をとること、および (e) 当該集団の児童を他の集団に強制的に移すことである。

更に、訴追のためには、構成要件、特定意図および集団の特定性の三点の証明が必要であるとし、特に特定意図 (*dolus specialis*) については、二〇一五年二月に判示されたクロアチア対セルビアで争われたジェノサイド条約適用事件 ICJ 判決の事例を見ても、訴追のハードルは高い。また、ジェノサイド条約第二条に由来する集団殺害犯罪の定義は、ICTY 規程第四条および ICTR 規程第二条でもそのまま引用され、今日でも広く認められている。しかしながら、この定義には文化的集団殺害（言語および文化的集団の破壊）を含まず、「保護される集団」の基準も含めて具体的に定義されていない等の批判がある。

### 拷問

拷問の定義については、拷問等禁止条約第一条で、「身体的なものであるか精神的なものであるかを問わず人に重い苦痛を故意に与える行為であって、本人若しくは第三者から情報若しくは自白を得ること、本人若しくは第三者が行ったか若しくはその疑いがある行為

について本人を罰すること、本人若しくは第三者を脅迫し若しくは強要すること、その他これらに類することを目的としてまたは何らかの差別に基づく理由によって、かつ、公務員その他の公的資格で行動する者により、またはその扇動により若しくはその同意若しくは黙認の下に、行われるものをいう」とされる。更に「拷問」には、合法的な制裁の限りで苦痛が生ずること、または合法的な制裁に固有の若しくは付随する苦痛を与えることを含まない」とされている。問題はこの但し書きに示されたように、忌むべき犯罪行為としての拷問と合法的な制裁として課される刑罰との区別が、往々にして容易でないことである。なお、拷問は戦争犯罪または人道に対する犯罪とも関連し、ICC規程七条一（f）により、人道に対する犯罪の前提犯罪（predicate offence）と位置付けられている。

### 侵略犯罪

侵略犯罪については、ICC規程外交渉会議における侵略の定義を巡る見解の隔たりが大きく、当初のICC規程交渉では侵略犯罪に合意できなかった。しかしながら、国連総会決議第三三一四号に規定された侵略の定義がおおむね共通の理解とされ、二〇一〇年にカンパラで開催されたICC規程運用検討会議において漸く合意された。その結果、侵

略犯罪の定義（ICC規程第八条の二（一））は、国の政治的または軍事的行動を実効的に支配または指揮する地位にある者による行為であつて、その性質、重大性および規模により国際連合憲章の明白な違反を構成する侵略行為の、計画、準備、開始または実行とされた。なお、この侵略行為について、国による「他国の主権、領土保全若しくは政治的独立に対する武力の行使、または国際連合憲章と両立しないその他の方法による武力の行使によるもの」とされている（同第八条の二（二））。

## テロリズム

テロリズムは深刻な国際犯罪であり、近年でもフランスやスペインのテロ事件などで様々な形態のものが発生している。国際の平和と安全に対する脅威としてのテロ事件の事例は枚挙に暇がない。国際法の観点からテロリズムを見るとその定義を巡る問題の解決が困難である。例えば、「自由の戦士 (freedom fighter)」は、反政府活動を行っている際にはテロリストとされるが、政権交代に伴い一躍英雄扱いされるなど、特定のテロの定義が困難な例の一つである。今日でも国連総会第六委員会（国際法）での包括的テロ禁止条約案を巡る議論において、テロの定義はコンセンサス合意が困難な問題である。

もつとも、テロ自体は国際法のみならずこれまでも各国の国内法により対処されることも少なくない。ここでいう国際犯罪としてのテロは、客観的要素として、国内犯罪と異なり、テロ行為が国際的な行為で越境性を有することが必要とされる。更に主観的要素として、テロ行為の目的について、政治的、イデオロギー的、宗教的な動機から行われ、集団犯罪性 (collective criminality) を有することも条件とされている。また、国際刑事法におけるテロ行為は、戦争犯罪および人道に対する犯罪双方に関連するものであり、サブカテゴリーの国際犯罪としての「不法かつ故意の」一定のテロ行為を禁止する一八の条約が作成されている。

これらのうち日本が締結しているのは、航空機内の犯罪防止条約 (東京条約)、航空機不法奪取防止条約 (ハーグ条約)、民間航空不法行為防止条約 (モントリオール条約)、国家代表等犯罪防止処罰条約、人質行為防止条約、旧「核物質の防護に関する条約 (核物質防護条約)」、空港不法行為防止議定書、海洋航行不法行為防止条約、大陸棚プラットフォーム不法行為防止議定書、プラスチック爆薬探知条約、爆弾テロ防止条約、テロリズム資金供与防止条約、核テロリズム防止条約の二三条約である。これら以外にも、米国同時多発テロ事件を受けて航空機をテロ目的に使用することを禁止した北京条約をはじめ五条約が作成され、

総計一八のテロ関連多数国間条約がICC規程のテロ関連条項と協働しつつ、補完していることとなる。

#### 4 国際刑事法の主要原則

以上見てきたように国際刑事法は、主要な国際犯罪を抑止し、不幸にもその違反が発生した場合には処罰を以って臨むが、今日最も代表的かつ包括的なICC規程を見ても、伝統的な主要原則が採用されている。代表的なものとして、先ず罪刑法定主義 (*Nullum crimen sine lege scripta*) が挙げられる。これは刑事罰が書かれた法によってのみ規定されるとする原則である。この原則と関連して刑法に規定される刑罰等は明示的に書かれねばならないとする刑事法特定主義 (*Nullum crimen sine lege stricta*) についてもICC規程に取り上げられており、こうした要請にこたえるためにも、特に戦争犯罪および人道に対する犯罪については詳細かつ厳格に規定されている。

それ以外にも、疑わしきは被疑者のためとする刑罰推定禁止の原則 (*Favorei rei*) や、何人も同一の犯罪について重ねて刑事責任を問われずとする一事不再理の原則 (*Ne bis in idem*) といった被告の権利を保護する規定もある。ともすれば「勝者による敗者への裁き」にな

りがちな武力紛争後の裁判に復讐劇的な要素の介在を許容せず、公正な裁判運営が行われるように工夫されている。更に極東国際軍事裁判でのパル判事による指摘を待つまでもなく、事後法で処罰されることはないとする、遡及効の禁止原則 (*Nullum crimen sine lege praevia*) は確立された重要な法原則である。このため ICC 規程ではこの原則が明示的に規定され裁判所の時間についての管轄に制限を課して、「この規定が効力を生じた後に行われる犯罪についてのみ管轄権を有する (規程第二一条二)」としている。

## 5 国際刑事法の今後の課題

本章では国際刑事法の発展の歴史を概観した。国際刑事法に関連する今後の課題としてはどのようなことが考えられるであろうか。国際刑事裁判制度は、処罰の対象となる犯罪の起きる場所とは無関係な裁判官により審理されるため、本来的には国内裁判所制度よりも更に公平なものとなりうるはずであるが、現実には様々な問題が生じる。例えば、国際刑事裁判の裁判官は、国際人権法、国際人道法等に熟知した者が選出されるため、窃盗等通常の刑事裁判に慣れた裁判官より適性があるはずだが、それでも法的判断の困難に直面する。その理由の一つとしてあげられるのは、国際的な裁判官による裁判は、異なった文

化的バックグラウンドを有する裁判官が審理することから、価値観や法的アプローチが異なることである。

例えば、極東国際軍事裁判でも、弁護側が問題視した共謀罪 (conspiracy) については、元来英米法系の概念であり、大陸法系の法律家の中には消極的に捉えるものもいる。しかしながら、今日の国際刑事法においてはICTY判例から発展した共同犯罪計画 (Joint criminal enterprise) の概念が採用されている。即ち、ICC規程第二五条三項 (d) を根拠として逮捕状を出すという実行が既に確立されているなど、共同謀議の概念は実体的に認められており、異なった法体系の調和が試みられている。また、国際刑事法が扱う事件は重大な犯罪であり、本来的には事実認定が容易なはずだが、証拠収集を始め法執行機関の機能が不十分なため、国際刑事裁判の実施が容易でないといった場合もあり、旧ユーゴでは多国籍軍がICTYに積極的に協力した。このように国際刑事法は様々な問題に直面しながらも、実体法のみならず手続法においても、直面する困難を克服しつつ発展している。かつては「ニュルンベルク・シンドローム」(勝者の裁き) と捉えられがちであった戦争犯罪者を裁く国際刑事裁判においては、国際刑事法に基づいた公正かつ衡平な国際裁判の実現が強く期待されており、国際刑事法もそれに応えようとしている。

## 《参考文献》

- 村瀬信也・洪恵子（共編）（二〇一四）『国際刑事裁判所―最も重大な国際犯罪を裁く』第二版、東信堂
- 外務省国際法局国際法課（二〇一三）『国際刑事法と日本外交』  
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/icc/pdfs/icc.pdf>
- Gaeta, Paola et al. (revised) (2013), *Cassese's International Criminal Law, third edition*, Oxford University Press.
- Marina Kenova (2018) *Complicity in International Criminal Law* (Studies in International Law), Hart Publishing.
- 国際刑事裁判所データベース  
<http://www.legal-tools.org/en/what-are-the-icc-legal-tools/>
- ニュルンベルク／極東国際軍事裁判所判決選集  
[http://www.loc.gov/rr/frd/Military\\_Law/law-reports-trials-war-criminals.html](http://www.loc.gov/rr/frd/Military_Law/law-reports-trials-war-criminals.html)
- 国立国会図書館・極東国際軍事裁判記録  
<https://nnavi.ndl.go.jp/kensei/entry/IMTFE.php>
- 清瀬一郎（二〇〇二）『秘録 東京裁判』中央公論新社
- 小堀敬一郎（二〇〇六）『東京裁判：日本の弁明「却下未提出弁護側資料」抜粋』講談社
- 広島平和研究所編（二〇一五）『平和と安全保障を考える事典』法律文化社